

徳島県告示第五百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和七年十一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
2 8	阿南小松島	阿南市楠根町金石八番八地先 から 同 羽ノ浦町古毛菅原七番 三地先まで	四四〇・〇	令和七年十一月十二日